

●香川県告示第110号

香川県認定職業訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県認定職業訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付規程の一部を改正する規程
香川県認定職業訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付規程（昭和50年香川県告示第824号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請の手続)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 前項の規定により申請を行うに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る別に定める消費税等相当額（以下単に「消費税等相当額」という。）がある場合には、これを補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、当該申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないときは、この限りでない。</u></p> <p>(実績報告書)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>2 第4条第2項ただし書の規定の適用を受けた補助事業者は、前項の規定により実績報告を行う場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。</u></p> <p><u>(消費税等相当額の報告等)</u></p> <p><u>第10条 第4条第2項ただし書の規定の適用を受けた補助事業者は、前条第1項の規定により実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（同条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（第6号様式）により、速やかに、知事に報告するとともに、補助金を受領した後においては、知事の指定する期日までにこれを返還しなければならない。</u></p> <p>(財産の管理)</p>	<p>(申請の手続)</p> <p>第4条 略</p> <p>(実績報告書)</p> <p>第9条 略</p> <p>(財産の管理)</p>

第11条 略

第5号様式（第9条関係）
略

第6号様式（第10条関係）

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

香川県知事 殿

市町の名称及び長の氏名又は
職業訓練実施団体の名称及び
所在地並びに代表者の氏名 印

年度認定職業訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 既に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 円 |
| 3 補助金返還相当額（2－1） | 円 |

(注) 1 参考となる資料を添付すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第10条 略

第5号様式（第9条関係）
略

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行し、改正後の香川県認定職業訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付規程の規定は、平成31年度分の補助金から適用する。